

「つながる Wi-Fi」サービス 重要事項（※特定商取引法に基づく表示）

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

「つながる Wi-Fi」サービスは、「家庭内で Wi-Fi 通信可能なエリアを広げる」サービスです。お客さまのご利用環境（住居の構造、間取り等）によっては「つながる Wi-Fi」サービスをご利用されなくても、ご利用の対象サービスで使用する ONU に標準搭載されている無線 LAN 機能で十分な通信を行える場合がございます。ご契約、ご利用にあたってはサービスの性質をご理解頂くとともに、「つながる Wi-Fi」サービスが不要と判断される場合には、サービスの解約手続きを行って頂きますようお願いいたします。

(1) サービス名

「つながる Wi-Fi」

(2) サービスの種類

お客さまが契約されている「NURO 光」サービスまたは FVNO サービスで使用される ONU に搭載されている無線 LAN エリア内に機器（Wi-Fi リピーター）を設置し、無線 LAN の電波が届く範囲を拡大するサービス。

なお、機器（Wi-Fi リピーター）はレンタルでの提供となります。

(3) ご利用料金

月額基本料金 980 円（税抜）（機器レンタル料込み）

機器の交換時や解約時に返却頂けなかった場合、機器損害金 15,000 円（税別）がかかります。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1. ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2. その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、当社の申込み処理手続きが完了した後、レンタル機器が到着した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住 所：〒140-0002 東京都品川区東品川 4-12-3

代表者氏名：高垣 浩一

(7) サービスに隠れた瑕疵がある場合の当社の責任について

上記サービスの提供に関し、当社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。

(8) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には、「つながる Wi-Fi 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

BLAST 光をご利用のお客さま

宛名：光回線サポートデスク

住所：〒810-0004

福岡県福岡市中央区渡辺通 4-9-20 福岡駅前ビル 6F

株式会社ティーダ

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(9) 問い合わせ先

BLAST 光をご利用のお客さま

光回線サポートデスク

電話番号：0120-922-959

※受付時間 10:00~17:00(12月29日~1月3日及び弊社指定のメンテナンス日を除く)